

## 木次線利用促進事業費助成金交付要綱

第1条 木次線利用促進を図るため、組織した木次線強化促進協議会（以下「協議会」という。）の関係する市町及び島根県内の小学校児童、中学校生徒、幼稚園児及び保育園児が木次線を利用して実施する遠足等の費用に対し予算の範囲内で助成金を交付する。

第2条 助成金の額は、遠足等でJR木次線を利用した児童等1人につき1乗車200円以内とする。なお、往復利用の際には、両方の片道料金を交付対象とし、JR木次線と他路線を併せた利用についても同様とする。

第3条 助成金の交付申請手続は、木次線利用促進事業費助成金申請書（様式第1号）を協議会長に提出するものとする。また、変更する場合は直ちに協議会長に承認を得なければならない。

第4条 助成金の実績報告手続は、木次線利用促進事業費助成金実績報告書（様式2号）を、事業実施後10日以内に提出しなければならない。

### 附 則

この要綱は、昭和60年度分の助成金から適用する。

### 附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成22年6月18日から公布し、平成22年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成28年6月1日から適用する。